

国立研究開発法人海洋研究開発機構における  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（案）の意見募集について

平成 28 年 2 月 19 日  
国立研究開発法人海洋研究開発機構

1. 意見募集の目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の平成 28 年 4 月 1 日からの施行にあたり、独立行政法人等においては障害を理由とする差別の解消の推進のための対応要領を同法第 9 条第 1 項に基づき定めるものとされています。これを踏まえ、国立研究開発法人海洋研究開発機構の役職員が適切に対応するための規程（案）を作成しました。

つきましては、規程（案）を定める上で参考とするため、次の通り意見を募集致します。

2. 意見募集の対象

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（案）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に係る留意事項マニュアル（案）

3. 意見募集期間

平成 28 年 2 月 19 日（金）～平成 28 年 3 月 11 日（金）

4. 意見提出方法

意見提出用紙に日本語でご記入の上、以下の（1）～（3）のいずれかの方法でご提出ください。なお、お電話でのご意見はお受け致しかねますので、あらかじめご了承ください。

（1）電子メール

意見提出用紙を添付してお送りください。

メールアドレス：[disclosure\[at\]jamstec.go.jp](mailto:disclosure[at]jamstec.go.jp)

[at]を@へご変換してお送りください。

（2）郵送

意見提出用紙を以下住所宛にお送り下さい(締切日消印有効)。

住所：〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町 2 番地 15

宛先：海洋研究開発機構総務部総務課 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」担当

（3）FAX

FAX 番号：046-867-9025

宛先：海洋研究開発機構総務部総務課 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」担当

5. 留意事項

- (1) ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。
  - (2) ご意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。
- ※なお、氏名、住所、電話番号については、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

6. 問い合わせ先

国立研究開発法人海洋研究開発機構 総務部総務課  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」担当

Tel: 046-867-9039

E-mail: disclosure[at]jamstec.go.jp (※[at]は@に置き換えてください。)